

令和2年  
4月1日  
運用開始

# 違反対象物の公表制度

違反対象物公表  
制度とは？

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用していただくために、立入検査により確認した重大な消防法令違反のある建物をホームページで公表することです。

公表の対象となる  
建物は？

飲食店、物品販売店、ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設など1人で避難することが困難な方が利用する建物です。



公表の対象となる  
違反とは？

建物の義務付けられた消防設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知機設備）が設置されていない重大な消防法違反です。



公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日を経過してもなお、その違反が認められる場合に公表します。

公表の方法

大船渡地区消防組合ホームページに掲載します。



公表する内容

① 建物名称 ② 建物の所在地 ③ 違反の内容等



お問い合わせ先

大船渡地区消防組合消防本部	0192-27-2119
大船渡消防署	0192-27-2119
住田分署	0192-46-2119
三陸分署	0192-44-2119
綾里分遣所	0192-42-2119